

答申第815号

令和2年3月6日



神戸市消防長 長岡 賢二様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和2年3月3日付け神消予査第2541号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の受付について (条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 消防法の規定に基づいた自衛消防訓練を行う際の管轄消防署への通報または届出について、兵庫県電子申請システムを活用した電子申請での受付を可能にすることは、通報・届出者の利便性の向上及び作業の効率化を図ることができ、市民サービスの向上に資するとの認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

電子申請受付システムを利用した自衛消防訓練通報・届出の
受付について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 815

【通報者情報】

- ・通報日
- ・代表者氏名
- ・防火管理者氏名
- ・所在地
- ・防火対象物名称（防火対象物の部分（テナント等）である場合は当該部分の名称）
- ・管理権原單一・複数の別
- ・電話番号
- ・訓練の日時
- ・訓練の内容
- ・参加予定人数
- ・電子申請の適用要件への適合している旨
(訓練資機材貸出なし、消防職員立会なし、119番訓練通報を実施する場合は事前連絡を行う)
- ・その他参考事項
- ・受付確認受信用メールアドレス